

改正案

別表（第二十一条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から三まで（現行のとおり）			
四 法第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割についての認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設を有する法人の合併等認可申請手数料	四万円	認可申請のとき。
五から十九まで（現行のとおり）			
二十 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割についての認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設を有する法人の合併等認可申請手数料	四万円	認可申請のとき。
二十一（現行のとおり）			

現行

別表（第二十一条関係）

事務	名称	額	徴収時期
一から三まで（略）			
四 法第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併についての認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設を有する法人の合併認可申請手数料	四万円	認可申請のとき。
五から十九まで（略）			
二十 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併についての認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設を有する法人の合併認可申請手数料	四万円	認可申請のとき。
二十一（略）			